

令和2年（2020年）9月29日

各本部員 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

イベント等の開催に係る人数上限の緩和及び留意事項について（通知）  
このことについては、令和2年（2020年）9月16日付けで、「収容率50%以内かつ上限人数5,000人」とされていた人数制限を一部緩和する旨お知らせしたところです。

今般、緩和された人数上限でイベントを開催する場合の留意事項について、別添のとおり定めましたので、関係機関・団体等に周知していただきますようお願いいたします。

なお、別添の留意事項は、収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件を満たし、改定が行われた業種別ガイドラインが遵守され、感染防止のチェックリストが公表されている場合に適用されるものであり、条件を満たしていない場合は、従前どおり、「イベント等の開催に係る留意事項について（7月10日改訂）」に留意する必要があります。

また、これまで同様に、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者等は、県に事前相談が必要ですので申し添えます。

（添付資料）

イベント等の開催に係る人数上限の緩和及び留意事項について（9月19日策定）

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
（熊本県健康福祉部健康危機管理課）

田村・中満

直通：096-333-2478（内線 5933, 5934）